

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
土佐清水市

2 構造改革特別区域の名称
土佐清水市リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲
土佐清水市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と気候

土佐清水市（以下は本市という）は、四国の西南端、北緯 32 度 46 分、東経 132 度 57 分に位置し、昭和 29 年 8 月 1 日に、隣接の旧 4 町（清水町、下ノ加江町、三崎町、下川口町）の合併により市制を施行した。市域は、東西 24.6 km、南北 24 km にわたり、面積は 266.56 km² で、北部・西部は四万十市、三原村、宿毛市及び大月町に接し、南部・東部は太平洋に面している。特に足摺岬沿岸は、日本で最初に黒潮が接岸する地であり、雄大な景観と豊富な海洋資源に恵まれている。

気象状況は、亜熱帯気候に属し、年平均気温は 18℃ 前後、年平均降水量は 2,500 mm 前後で温暖な気候であるが、夏から秋にかけては台風の北上経路にあたることが多い地域である。

市域には平野部が少なく、市面積の約 85% を山林が占めている。特に、足摺宇和海国立公園の中心である足摺岬一帯には亜熱帯植物が自生する自然林が多く見られる。また、日本で最初の海中公園に指定された竜串湾一帯には、シコロサンゴ、テーブルサンゴが群生するすばらしい海中景観と、波の浸食などにより形成された奇岩や地形が多くみられ、足摺岬と並ぶ観光の中心地となっている。

(2) 人口

人口は平成 22 年国勢調査時には 16,029 人、平成 24 年 8 月 31 日現在では 15,992 人で、年々減少している。

年齢構成は、平成 24 年 8 月 31 日現在 15 歳未満が 9.7%、65 歳以上が 39.5% となっており、少子・高齢化が進んでいる。

(3) 産業

本市の産業は、豊かな自然環境を地域資源とした、農林水産業と観光業を中心として発展してきた。農作物では、永田農法を取り入れた高糖度赤玉ねぎ「足摺レッド」や、芳香完熟パインを特産品として売り出している。水産物では、市の魚でもある「めじか（ソウダガツオ）」を原料とした宗田節は全国シェアの 8 割を本市で生産している。また、足摺沖で捕れるさばを「土佐の清水さば」としてブランド化し県外での認知度向上、地産外商の推進を図っている。しかし、農林水産業は価格低迷や就業者の高齢化、後継者不足などの問題を抱え、また、観光業は社会の景

気状況や観光ニーズの多様化などにより入り込み客数がピーク時の70%程度で推移するなど厳しい状況にある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、限られた水田地帯を中心に水稻栽培が行われてきた。近年では、施設園芸と果樹栽培を主として露地野菜と水稻栽培を進めているが、農産物の輸入増加などによる価格の低迷、就業者の高齢化、中山間地域における耕作放棄地の増大など、その経営環境は厳しい状況にある。

また、商業は経営基盤の弱い小規模商店が主であり、最近では過疎・高齢化による消費者人口の減少、近隣地域への大規模店の出店や車社会の進展による市外への消費者の流出が課題となっている。

これらの課題を克服し、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するためには、第1次産業で生産される農林水産物を第2次産業で加工して付加価値を高めるとともに、観光産業などの第3次産業とも連携し、地域特産品の販路の確立やブランド化を図るなど、観光事業と商業・農林水産業との連携強化が必要である。

本市は1年を通じて温暖な気候に恵まれ、水稻栽培はもとより施設・露地野菜、山間部を活用した果樹栽培など多くの農産物を生産している。

地場産業の振興と雇用創出を目的に第三セクター方式で設立した「土佐食(株)」と「(株)土佐清水元気プロジェクト」では、これまで市場で取り扱われなかった農産物や、一時期に大漁に獲れる低価格漁を活用した加工食品の高付加価値化と安定的供給ができる取り組みを行っている。

こうした動きに連動して、本特例措置を活用し、本市で生産された農産物を使ったリキュールを製造・販売することで、農産物の付加価値を高め、収益の増加や生産意欲の向上につながるとともに、新しい特産品の開発や雇用機会の創出、就労機会の確保や担い手の育成が期待できる。

このように農・商・工の連携、交流人口の増加、地域の活性化を推進していく上でこの特区制度を活用する意義は大きいものと考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回、構造改革特別区域計画の「特産酒類の製造事業」を申請することにより、本市の特産品を原料としたリキュールを生産する。それにより、地域農産物の消費・利用拡大等、地域の活性化へとつながり、さらには雇用・就労機会の確保や担い手の育成が図られることが期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の農産物を活用してリキュールを製造・販売することにより、新しい特産品を創出し、農業の活性化につなげる。また、農産物の付加価値を高めることにより、農業経営の拡大と安定が期待でき、新たな雇用確保による地域経済の活性化が図られる。

《特産種類の製造に関する目標》

項 目	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
特定酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
リキュール製造量	1 k l	2 k l	2 k l

8 特定事業の名称

709 (710) 特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

- 1 特定事業の名称
709 (710) 特産酒類の製造事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定した農産物(小夏、ポンカン、文旦、みかん、パイン、マンゴー、イチジク、トマト、ウメ、仏手柑、温州みかん、ゆず又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。以下「特産物」という。)を原料としたリキュールを製造しようとする者
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域
土佐清水市の全域
 - (3) 事業の実施時期
上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
 - (4) 事業により実現される行為や整備される施設
上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため特産酒類を製造する
- 5 当該規制の特例措置の内容
当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから1キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。
このことにより、観光客などに対して特産物を原料として製造したリキュールを様々なメニューに併せて提供することが可能となり、若い女性などに受け入れられることで、食を目的とした交流人口の拡大が大いに期待される。
なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査や調査の対象とされる。
市は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、事業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。